

西水環境センター職員の勤務時間の見直し（案）

1. 勤務時間の見直し

（1）概要

西水環境センターにおける勤務時間前後に発生している時間外勤務解消のため、新たな勤務時間の設定を行う。

（2）対象職員

西水環境センターに勤務する機械操作手

（3）勤務体制

早出・遅出の前後にずらした勤務体制を追加する。

（4）勤務時間の設定

下表のとおりとする。

	勤務時間	休憩
現在（標準）	8時45分～17時30分	1時間
新設 早出	8時15分～17時00分	1時間
新設 遅出	9時45分～18時30分	1時間

2. 実施時期

令和7年8月1日